

# マインドフルネス精神療法研究会規則

制定：平成 27 年 8 月 1 日

改定：平成 30 年 2 月 1 日

## 第一章 目的

第 1 条 本規則は、日本マインドフルネス精神療法協会（以下、当協会）のマインドフルネス精神療法研究会（以下、当研究会）の詳細を定める。

2 当研究会は、マインドフルネス瞑想療法の理解を深め、実践的方法の研究を推進していくことを目的とする。

3 マインドフルネス瞑想療法とは、自己洞察瞑想療法、および、それを応用した手法とする。

第 2 条 この会は、西田哲学の実践を指針とする。その実践指針は西田哲学という至誠である。

## 第二章 会員

第 3 条 当研究会の正会員は、マインドフルネス瞑想療法士、およびマインドフルネス精神療法士で、趣旨に賛同して入会を希望する者とする。

2 マインドフルネス瞑想療法士資格更新規則により更新を受けた者は、更新の認定の日から当研究会の正会員として加入しなければならない。

第 4 条 当研究会の賛助会員は、当研究会の趣旨に賛同する者とする。

第 5 条 正会員、賛助会員は、年会費 5 0 0 0 円を支払う。会期は、6 月 1 日から翌年 5 月 3 1 日までとする。

2 正会員でなかった者が、マインドフルネス瞑想療法士資格更新規則により更新を受けた場合は、更新の認定の日の属する年度の会費は半額とする。

## 第三章 会員の特典

第 6 条 正会員および賛助会員（以下、会員）は、当協会の主催する定例会、その他の指定する行事に参加できる。

2 行事には、マインドフルネス瞑想療法士資格更新規則により更新ポイントがつくものがある。

第 7 条 会員は定例会や行事参加の場合、その都度所定の参加費を支払うもの

とする。

第 8 条 正会員は、当協会、または当研究会の掲示板に氏名等を「研究会会員名簿」に掲載することができる。

第 9 条 会員は、優先的に定例会、年次研究発表大会での発表、機関誌に投稿をすることができる。

第 10 条 会員には、機関誌を毎期 1 冊 無料で配布する。詳細は別に定める。

第 11 条 マインドフルネス瞑想療法に関する支援サービスや講師派遣を希望する者があれば、優先的に正会員が紹介される。

#### 第四章 退会

第 12 条 会費を 2 年納入しない者は当研究会を退会とする。

2 マインドフルネス瞑想療法士資格更新規則により更新を受けた者が当研究会の正会員でなくなった場合には、マインドフルネス瞑想療法士の資格を喪失する。

第 13 条 当研究会の運営に支障をきたす会員は退会を命じることがある。

捕捉

平成 30 年 2 月 1 日 改定